

令和5年（2023年）第5回定例会

枚方市教育委員会会議録

令和5年（2023年）5月30日

枚方市教育委員会

令和5年（2023年）第5回 枚方市教育委員会
定例会議案書

日程 1	教育長報告
---------	-------

案 件 名		
日程 2	報告第20号	臨時代理事項の報告について (1) 学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について
日程 3	報告第22号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の人事異動について（指導主事）
日程 4	議案第7号	第37期枚方市社会教育委員の解嘱及び委嘱について
日程 5	議案第8号	枚方市支援教育充実審議会への諮問について
日程 6	報告第21号	臨時代理事項の報告について (1) 枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の任命等について
日程 7	議案第4号	議会の議決事項（枚方市学校いじめ重大事態調査委員会条例の制定について）の意思決定について

日程 8	議案第5号	議会の議決事項（枚方市立図書館条例の一部改正について）の意思決定について
日程 9	議案第6号	議会の議決事項（令和5年度補正予算（第4号）（教育関係）について）の意思決定について

○開催日時 令和5年（2023年）5月30日 午前10時00分から
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)5月30日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 1 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第1号 学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について

- 2 -

臨時代理第1号

学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則(平成3年教育委員会規則第2号)第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年(2023年)4月28日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 3 -

1. 臨時代理の内容

(1) 委員の解嘱

解嘱委員	(1) 原田 敏 委員 (2) 嶋津 麻里子 委員 (3) 浅田 和也 委員
解嘱日	令和5年(2023年)4月30日
解嘱理由	辞任の申し出があったため

(2) 委員の委嘱

委嘱委員	(1) 小松 関子 (元西長尾小学校PTA会長) (2) 西浦 知花 (津田南小学校PTA副会長) (3) 笠井 博 (枚方なぎさ高等学校 校長)
委員の任期	令和5年(2023年)5月1日から令和6年(2024年)3月31日まで

- 4 -

学校運営協議会委員名簿

※任期：令和5年（2023年）5月1日～令和6年（2024年）3月31日

西長尾小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
1 小松 潤子 (こまつ えつこ)	元西長尾小学校PTA会長	地域住民	1期目

津田南小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
1 西浦 知花 (にしうら ちか)	津田南小学校PTA副会長	保護者	1期目

磯島小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
1 笠井 博 (かさい ひろし)	枚方なぎさ高等学校 校長	学校の運営に資する活動を行う者	1期目

- 委嘱理由 (1) 西長尾小校区のコミュニティ協議会より推薦があったため
 (2) 津田南小学校PTAより推薦があったため
 (3) 磯島小学校校長より推薦があったため
- 参考資料 次ページのとおり

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)5月30日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 7 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第3号 職員の人事異動について（指導主事）

- 8 -

臨時代理第3号

職員の人事異動について（指導主事）

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年(2023年)5月18日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 9 -

1. 臨時代理の内容

令和5年（2023年）5月22日付け指導主事の人事異動

兼務

新	職・氏名	旧
学校教育部 学校教育室 教育研修課 主幹 兼 教 育支援室 児童生徒支援課 主幹	指導主事・大矢 真之	学校教育部 学校教育室 教育研修課 主幹

議案第7号

第37期 枚方市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第11号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和5年（2023年）5月30日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 11 -

1. 委員の解嘱

解嘱委員	(1) 榊 正文 委員（所属：枚方市小学校長会） (2) 前田 仁 委員（所属：枚方市PTA協議会）
解嘱日	令和5年（2023年）5月31日
解嘱理由	辞任の申し出があったため

2. 委員の委嘱

委嘱委員	(1) 位田 真由子 氏（所属：枚方市小学校長会） (2) 牧村 剛 氏（所属：枚方市PTA協議会）
委員の任期	令和5年（2023年）6月1日から同年7月31日まで
委嘱理由	枚方市小学校長会及び枚方市PTA協議会から新たに推薦があった委員を委嘱するもの

3. 参考資料

次ページのとおり

- 12 -

第37期 枚方市社会教育委員名簿

※任期：令和3年(2021年)8月1日～令和5年(2023年)7月31日

氏名	所属	分野	摘要
1 青木 宏平 (あおき こうへい)	NPO法人 NALC「天の川クラブ」	社会教育 (社会教育の関係者)	1期目
2 位田 真由子 (いんでん まゆこ)	枚方市小学校長会	学校教育 (学校教育の関係者)	1期目
3 栗山 直子 (くりやま なおこ)	追手門学院大学	家庭教育 (学識経験を有する者)	2期目
4 妹尾 忍 (せのおしのぶ)	枚方市民生委員児童委員協議会	家庭教育 (家庭教育の向上に資する活動を行う者)	2期目
5 橋本 有理子 (はしもと ゆりこ)	関西福祉科学大学	社会教育 (学識経験を有する者)	1期目
6 服部 寛治 (はつとり かんじ)	公益財団法人枚方市スポーツ協会	社会教育 (社会教育の関係者)	5期目
7 花崎 有紀子 (はなさき ゆきこ)	ほっとアート絵本	社会教育 (社会教育の関係者)	1期目
8 原田 隆史 (はらだ たかし)	同志社大学大学院	社会教育 (学識経験を有する者)	3期目
9 牧村 剛 (まきむら たけし)	枚方市PTA協議会	家庭教育 (家庭教育の向上に資する活動を行う者)	1期目
10 森 常人 (もり ときひと)	関西外国語大学	社会教育 (学識経験を有する者)	3期目
11 森 美由紀 (もり みゆき)	梅花女子大学	社会教育 (学識経験を有する者)	1期目
12 余田 圭二郎 (よだ けいじろう)	一般社団法人枚方青年会議所	社会教育 (社会教育の関係者)	1期目
13 若田 透 (わかた とおる)	枚方市立中学校長会	学校教育 (学校教育の関係者)	2期目

※50音順に表記しています。

※社会教育委員設置条例第3条第2項により、委員のうち、橋本有理子委員の任期は令和5年(2023年)1月13日から令和5年(2023年)7月31日(前任者の残任期間)まで、位田真由子委員の任期は令和5年(2023年)6月1日から令和5年(2023年)7月31日(前任者の残任期間)まで、牧村剛委員の任期は令和5年(2023年)6月1日から令和5年(2023年)7月31日(前任者の残任期間)までとなります。

議案第8号

枚方市支援教育充実審議会への諮問について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第15号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和5年(2023年)5月30日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 内容

次ページのとおり

教学見第〇〇〇〇号

令和5年(2023年)〇月〇日

枚方市支援教育充実審議会 会長 様

枚方市教育委員会

教育長 尾川 正洋

今後の枚方市の支援教育の在り方について(諮問)

枚方市のより良い支援教育の環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、枚方市附属機関条例第1条第2項の規定により下記の事項について、諮問します。

記

枚方市では、支援が必要な児童・生徒の将来の自立、就労をはじめとする社会参加をめざし、その可能性を十分に引き出すとともに、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、すべての児童・生徒がともに育ち合うよう、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に努めています。

このことも踏まえ、これまで本市が進めてきた支援教育について現状や課題等を総括の上、支援教育の質の向上方策を含めた今後の枚方市の支援教育の在り方について、諮問します。

教育委員会の活動状況（令和5年4月19日～5月23日分）

日時		会議・行事等	場所	出席者
4月20日	木	令和5年度第1回北河内地区教育長協議会	寝屋川市総合教育研修センター	尾川教育長
4月20日	木	令和5年度第1回北河内地区人事協議会	寝屋川市総合教育研修センター	尾川教育長
4月24日	月	感謝状贈呈式（退職校長）	枚方市役所	尾川教育長
4月24日	月	女声合唱団「和」と女声コーラス プチとまと ジョイントコンサート「あこがれ」	枚方市総合文化芸術センター	尾川教育長
4月24日	月	学校視察（渚西中学校）	渚西中学校	橋野教育委員
4月25日	火	教育委員会定例会	輝きプラザきらら	尾川教育長 谷元・橋野・近藤・中西教育委員
4月25日	火	学校視察（放課後オープンスクエア）	樟葉小学校	尾川教育長 谷元・近藤教育委員
4月26日	水	枚方・交野地区保護司会との面談	輝きプラザきらら	尾川教育長
4月27日	木	令和5年度近畿都市教育長協議会定期総会	泉佐野市	尾川教育長
4月28日	金	令和5年度近畿都市教育長協議会定期総会	泉佐野市	尾川教育長
4月29日	土	五常小学校おしごとマルシェ	五常小学校	尾川教育長
5月1日	月	法務省人権擁護委員との面談	輝きプラザきらら	尾川教育長
5月1日	月	校長会	輝きプラザきらら	尾川教育長

1 / 2 ページ

日時		会議・行事等	場所	出席者
5月2日	火	学校視察（放課後オープンスクエア）	蹠陀小学校	尾川教育長 橋野・近藤教育委員
5月9日	火	教育政策会議	輝きプラザきらら	尾川教育長 谷元・橋野・近藤・中西教育委員
5月9日	火	学校視察（通級指導教室）	平野小学校・中宮中学校	尾川教育長
5月10日	水	議員総会	枚方市役所	尾川教育長
5月11日	木	大阪府都市教育長協議会要望活動	文部科学省・こども家庭庁	尾川教育長
5月11日	木	水泳教室視察	枚方スイミングクラブ	橋野・中西教育委員
5月12日	金	学校視察（五常小学校）	五常小学校	谷元・近藤教育委員
5月15日	月	教頭会	輝きプラザきらら	尾川教育長
5月19日	金	令和5年5月開会議会 本会議	枚方市役所	尾川教育長
5月22日	月	教育政策会議	輝きプラザきらら	尾川教育長 谷元・橋野・近藤・中西教育委員
5月22日	月	教育委員会臨時会	輝きプラザきらら	尾川教育長 谷元・橋野・近藤・中西教育委員
5月22日	月	大阪府都市教育委員会連絡協議会定期総会	アウィーナ大阪	尾川教育長 谷元・橋野・近藤・中西教育委員
5月23日	火	令和5年5月開会議会 本会議	枚方市役所	尾川教育長
5月23日	火	園長会	輝きプラザきらら	尾川教育長

2 / 2 ページ

第5回 枚方市教育委員会定例会 会議録						
開会	令和5年5月30日午前10時00分		閉会	令和5年5月30日午前11時47分		
休憩	午前10時37分～11時32分（協議会の開催時間）					
日 程	議案番号	案 件		結果		
1		教育長報告				
2	報告第20号	臨時代理事項の報告について （1）学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について		承認		
3	報告第22号	臨時代理事項の報告について （1）職員の人事異動について（指導主事）		承認		
4	議案第7号	第37期枚方市社会教育委員の解嘱及び委嘱について		可決		
5	議案第8号	枚方市支援教育充実審議会への諮問について		可決		
6	報告第21号	臨時代理事項の報告について （1）枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の任命等について		承認		
7	議案第4号	議会の議決事項（枚方市いじめ重大事態調査委員会条例の制定について）の意思決定について		可決		
8	議案第5号	議会の議決事項（枚方市立図書館条例の一部改正について）の意思決定について		可決		
9	議案第6号	議会の議決事項（令和5年度補正予算（第4号）（教育関係）について）の意思決定について		可決		
構 成 員	教 育 長	尾川 正洋		構 成 員	教 育 委 員	近藤 孝
	教 育 委 員	谷元 紀之			教 育 委 員	中西 悠子
	教 育 委 員	橋野 陽子				
説 明 員	副 教 育 長	岩谷 誠		説 明 員	教 育 政 策 課 課 長	笠井 二郎
	総 合 教 育 部 長	今市 将和			新 しい 学 校 推 進 室 課 長	西村 隆志

	学校教育部長	新保 喜和		中央図書館長	河田 淳一
	総合教育部次長	大西 佳則		児童生徒支援課長	倉田 仁司
	新しい学校推進室長	畑中 徹		教職員課長	高山 和子
	学校教育部次長	河田 典子		教育研修課主幹	浦谷 亮佑
	学校教育部次長 兼学校教育室長	齋藤 博		教育指導課長	井手内 太吾
	学校教育部 教育支援室長	木村 聡	記録	教育政策課課長代理	高松 健大
	学校教育部副参事 (いじめ対策担当)	前村 卓志		傍聴の人数	1人

○尾川教育長 開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。今市総合教育部長。

○今市総合教育部長 委員の出席状況について報告します。本日の会議の出席者は全員出席です。
以上、報告を終わります。

○尾川教育長 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第5回枚方市教育委員会定例会を開会いたします。

次に、本定例会の会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、教育長において近藤委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、日程1、教育長報告を行います。

今回の教育長報告では、前回定例会で報告した以降の私の活動状況を報告させていただき、その後、教育委員さんの活動状況についてご報告いただきます。

また、本市の英語教育の状況、熱中症対策、学校の安全確保・安全教育等、学校の働き方改革と教員不足の状況について、後ほど事務局から報告させていただきます。

まず、前回定例会後の私の活動状況です。

1つ目、4月20日に今年度第1回目の北河内地区教育長協議会が開催されました。6月5日に本市が開催する学校マネジメントリーダー研修が、北河内地区の研修として採択されたところでございます。

次に、4月27日・28日には、令和5年度近畿都市教育長協議会定期総会が開催されました。4月27日の講演会では、「奇跡のすぐそばにいること」と題して、りんくう総合医療センター産婦人科部長、泉州広域母子医療センター長の荻田和秀氏、この方はテレビドラマにもなりました漫画のモデルとなった医師の方の講演をお聞きしたところです。

また、4月28日の情報交換会では、滋賀県野洲市の教育長から、同市で起こった「いじめ」事案について、和歌山県和歌山市の教育長からは、学校規模の適正化と市民図書館を拠点とした読書活動の推進について、兵庫県宝塚市の教育長からは、宝塚市のICT教育～校務用PCの更新で目指す教育の新しい形～について、ということで発表いただき、内容につきましては本市の課題と類似のものがあるなということで、今後参考にしていきたいと感じたところでございます。

次に、学校訪問です。

4月25日、5月2日には本年度から実施している放課後オープンスクエアの状況を教育委員さんと視察に行きました。後ほど橋野委員からご報告いただきます。

4月29日には、五常小学校で民間事業者と連携して開催された「おしごとマルシェ」を視察してきました。

5月9日には、本年度から新たに設置した自校通級指導教室の状況を視察するため、平野小学校と中宮中学校を視察しました。特別支援教育支援員さんとの連携もうまく図られているという話もお聞きしてきたところです。

大阪府の都市教育長協議会の要望活動ということで、5月11日に令和6年度予算に係る国への緊急要望としまして、国の少子化対策の中に、「義務教育の質の向上に係る事項」を盛り込むよう求める要望書を、大阪府都市教育長協議会の会長である摂津市の箸尾谷教育長とともに、文部科学省の伯井文部科学審議官、藤原初等中等教育局長に手交してまいりました。また不在ではご

ございましたが、こども家庭庁の浅野審議官のところにもお届けしてきました。

5月22日には、大阪府都市教育委員会連絡協議会の定期総会に教育委員さんと参加してきました。後ほど中西委員から報告をいただきます。

そのほか5月8日から新型コロナウイルス感染症が「感染症法」上の5類感染症に位置づけが変更され、基本的な感染症対策を行いながらも、これまでの教育活動の制限を大幅に解除したということ踏まえ、児童生徒、保護者、学校関係者の皆さん宛ての教育長メッセージを5月8日に発出させていただいたところでございます。

内容としては、子ども真ん中を意識して、コロナ禍で得た知見や効果的な手法を生かし、学校と教育委員会が力を合わせ、子どもたちが安全で安心を感じるとともに、自らの成長を感じることができる「楽しい学校づくり」ということに尽力するというメッセージとしております。これにしっかり取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

それでは、次に教育委員さんの活動状況でございます。

まず橋野委員からお願いします。

- 橋野委員 5月2日に蹉跎小学校の放課後オープンスクエアの視察に行きました。2年前にも蹉跎小学校の留守家庭児童会に株式会社セリオさんに委託になったことで視察に行っていたときは土曜日ということもあり、活発な活動はあまり見られなかったのですが、今回一緒に視察させてもらい、児童は慣れた環境の中で伸び伸びと過ごしていました。放課後オープンスクエアでは、始まって間もない時間ということもあり2年生が1人だったのですが、職員の方3名と一緒にカードゲームをして遊んでいました。その後、あっという間に異年齢の児童で教室いっぱいになり、宿題をしたり、オセロやレゴなどで遊んだりしていました。スタッフの中には大学生もいて、親しみやすい環境の中、これから子どもたちは異年齢交流でたくさんのごことを吸収し、成長していくと思えました。

以上です。

- 尾川教育長 ありがとうございます。

では、次に中西委員お願いします。

- 中西委員 5月22日に大阪府都市教育委員会連絡協議会定期総会に出席してきました。総会の後に行われた講演会では、大阪府教育庁市町村教育室榎田千佳さんによる「大阪の教育、子どもたちに自身の未来への展望を」というタイトルの講演が行われました。

近年の大阪府の子どもたちは暴力件数が増え、不登校児童が増えていること、それに対しては抱え込まず、地域や他機関との連携、そして何より早期対応することだとおっしゃっていました。これは枚方市でも同じ現象が起き、やはり早期対応が鍵になっています。一人ひとりの子どもを伸ばし、全ての子どもたちの安心安全の確保、教育コミュニティづくりができるように私自身も枚方のために邁進していこうと思えました。

以上です。

- 尾川教育長 はい、ありがとうございます。

そのほかよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは次に事務局からの報告ということで、まず1点目でございます。

枚方市の英語教育の実施状況についてということで、先日、令和4年度の英語教育実施状況が公表されました。詳細の分析につきましては、改めて報告させていただきたいと思いますが、本市の中学校3年生の英検3級レベルの生徒の割合について、井手内教育指導課長の方から報告をお願いします。井手内課長。

○井手内教育指導課長 先ほどありましたように、先日、文部科学省より令和4年度英語教育実施状況調査の結果が公表されました。

全国の結果と枚方市の結果を比較しますと、中学校3年生のCEFR A1レベル相当以上、これが英検3級レベルなのですが、その生徒の割合が全国平均値が49.2%に対して枚方市は55.3%であり、全国より6.1ポイント上回る結果となりました。

令和3年度の同項目の結果は、全国平均値は47.0%、本市48%でしたので、本市の昨年度と今年度を比較すると7.3%上昇していることとなります。

この上昇は、英語の学習アプリEnglish 4 skillsの導入が関与しているものと考えられます。

今年度も引き続きEnglish 4 skillsの有効活用を推進するなど、生徒の資質・能力の向上に努めてまいります。

その他の詳細な結果につきましては、次回の定例会にて改めて報告いたします。

以上です。

○尾川教育長 ありがとうございます。

次に、今年の夏は非常に暑くなるという報道も出ております。本市の熱中症対策に関連しまして、先日枚方第二小学校がNHKのニュースでも取り上げられたということで、このことも踏まえまして本市の熱中症対策の取り組みについて、改めて齋藤学校教育部次長のほうから報告をお願いします。齋藤次長。

○齋藤学校教育部次長兼学校教育室長 小中学校における熱中症対策につきましては、4月18日に小中学校長へ、熱中症予防対策及び事故防止の注意喚起としまして、大きく5点、1点目が環境条件を把握し、それに応じた運動や水分補給を行うこと。2点目が暑さに徐々に慣らしていくこと。3点目、個人の条件を考慮すること。4点目に服装に気をつけること。5点目にマスクの着用については基本求めないことなどについて、学校支援課、児童生徒支援課、教育指導課、新しい学校推進室の連名で通知を行っております。

また直近では、5月10日の大阪府教育長からの「学校教育活動等における熱中症事故の防止について」の通知を踏まえまして、5月17日付で小中学校長へ、「熱中症の防止」として「熱中症対策マニュアル第3版」と参考資料として、保護者及び児童用のリーフレット、また暑さ指数(WBGT)等を活用し、体育的活動の実施の際や授業中など日々の児童生徒の健康観察を小まめに実施しながら、児童生徒の安全確保に万全の対策を講じるように通知しております。

また教育委員会における具体的な取り組みとしましては、小中学校長への通知のほか、全中学校へ2台ずつ設置しているウォータークーラーや、全小学校に5月下旬頃から10月末日まで設置するウォーターサーバーも活用してもらうこととしております。

これら教育委員会における取り組み状況につきましては、資料も含め、市のホームページにも

掲載しております。

また5月17日にNHKで学校での熱中症対策として、枚方第二小学校における「ノーランドセル登校」の取り組みが報道されましたので、併せてご報告させていただきます。

報告は以上です。

○尾川教育長 ありがとうございます。

次に3点目としまして、学校の安全確保・安全教育等についてということで、最近大雨や各地で地震が頻発しているというような状況もございます。また、6月8日は、大阪教育大学附属池田小学校の事件を契機に大阪府が定めた「学校の安全確保・安全管理の日」であります。こういったことから学校の施設の安全点検や安全教育の状況について、改めて齋藤学校教育部次長から報告をお願いします。齋藤次長。

○齋藤学校教育部次長兼学校教育室長 最近、日本各地で地震が頻発していることを踏まえまして、校長会では、大阪北部地震の体験を教訓に、6月18日を中心にして、集会等での講話、また各学級において地震発生時に自分たちができることについてのディスカッションなど、災害について自分ごととして考えられるような取り組みを行うよう指示しております。

また9月2日の大阪880万人訓練実施日は、枚方市立学校園「防災教育の日」となっていることから、防災無線に合わせて、机の下等へ潜るなど、頭や身を守る訓練の実施、また実践的な避難訓練、教師や地域の有識者等による防災に関する講話・講演会等の実施を指示しております。

これらの指示を受けまして、1学期の土曜授業において、災害時を想定した引渡し訓練を実施する学校が複数あると聞いております。

また、施設整備室・施設計画課におきまして、3年に一度、建築基準法第12条に基づく建築物の定期点検を実施しており、直近では令和4年度に実施しまして、緊急に修繕を要する損傷などはなかったと聞いております。次回は令和7年度に定期点検を行う予定となっております。

また、施設整備室・設備課におきましては、毎年各種設備について、建築基準法、消防法、また電気事業法をはじめ、各種法令に基づく点検を実施しております。点検結果による不具合等の指摘があれば、その都度対応を行っており、現在大きな問題はないと聞いております。

今後も計画的な学校施設の維持管理に努めてまいります。

報告は以上です。

○尾川教育長 はい、ありがとうございます。

次に4点目としまして、学校の働き方改革と教員不足の状況について、4月28日に、昨年実施されました教員勤務実態調査の結果の速報値が公表されております。平成28年度調査と比較して勤務時間は減少したものの、依然として長時間勤務の多い教員のいる状況ということが明らかにされております。

このことを踏まえまして5月22日には永岡文部科学大臣から中央教育審議会に対しまして、「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」諮問がなされたところです。

この背景の1つには、学校がブラックという印象が広まり、教員不足が加速していることも要因として考えられるところです。

また、教員勤務実態調査の結果公表に併せて、本市の学校の働き方改革の取り組みがNHKで放送されたところでもあります。

これらのことを含めまして、本市の学校の働き方改革の取り組みと教員不足の状況について、高山教職員課長のほうから報告をお願いします。高山課長。

- 高山教職員課長 教育長からありましたように、令和元年度から取り組んできた業務改善推進校10校を中心とした本市の働き方改革の取り組みがNHK「ニュースきん5時」で特集され、その後、NHK「みみより！暮らし解説」でも紹介されました。本市の取り組みの特徴は、「1. 推進校を立候補制とし、学校の主体性を大切に進めてきた。2. 10校の取り組みを共有する場を多くつくり、横展開を重視してきた。3. 単なる業務の改善ではなく、健康管理や心理的安全性を大切にしてきたこと」ことがあります。この取り組みにより、時間外勤務時間の減少や、児童生徒や保護者の満足度の向上という結果も出ています。

今年度からは、「笑顔の学校プロジェクト」として、対象校21校に拡充し、「考える・つながる・挑戦する」を軸とし、さらなる取り組みの推進と深化を図ります。プロジェクト参加校には教員業務支援員を週15時間配置し、「教員でなくてもできる業務」を担わせていますが、本市において、この支援員は、各校における取り組みを加速させるための起爆剤と考えて配置しているところが、他の自治体との違いと考えています。5月17日には21校の管理職が集まり、キックオフ会議を行いました。その様子もブログやホームページで発信していますので適宜ご覧いただきたいと思います。

続きまして、教員不足についてですが、これについては全国的な課題となっており、本市においても講師捜索に苦慮しております。学校現場には現在、欠員が生じている状態です。5月17日現在で、小学校では6名、中学校では4名の常勤講師が不足しています。

令和4年4月から9月の6か月間において、大阪府で北河内を希望する新規の講師登録者は少数であり、本市独自の講師登録台帳から延べ1,500人に電話連絡等のアプローチをかけても成立するのは一握りとなっております。なかなか欠員に追いつかない状況です。

今年度も、今後、産休代替の必要見込みは相当数ありますので、全力で講師確保を行っていきます。現在、関西外国語大学の学生に「教員の魅力と枚方市の取り組み」について講義依頼や、滋賀県草津市の管理職対象に「働き方改革の取り組み」について研修依頼を受けています。教員という職の魅力を伝えると同時に、働き方改革の取り組みが進んできていることをしっかり発信することで、報道等によるブラックイメージの払拭にも努めたいと考えております。

以上です。

- 尾川教育長 はい、ありがとうございます。

この教員不足の状況のというのは非常に深刻な状況になっておりまして、昨年に引き続きというような状況でもございます。一方で定年延長の影響というようなことも今後どういう影響が出てくるかということも見据えながら、学校現場の欠員解消ということに取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

今、様々な課題、それから成果も含めて報告させていただきましたけども、こうした取り組みをする上でやはり基本的な学校運営体制として、教員数を整えるということは、前提の前提にな

りますので、そこをしっかりとできるようにこの働き方改革を含めて取り組み、かつPRもしていきたいなというふうに考えております。

これまでの関係で何かご質問等ありますか。谷元委員。

○谷元委員 それぞれ報告ありがとうございました。

井手内課長からありました令和4年度の英語教育実施状況の調査の結果、枚方市が全国を6.1ポイント上回るという結果となり、非常にうれしい報告だなというふうに思っています。

その中で英語の学習アプリ、English 4 skills、これの活用の割合と伺いますか、学校ごとにそれぞれ活用してる状況があると思うんですね。そういったこともまた今後見ていって、それをしっかり活用している学校がどれぐらいのポイントで上がってるのか、あるいは活用してないところはどうかということをですね、次回調査の結果、報告ということですので、していただきたいなというように思っております。

それから働き方改革について私もNHKの「きん5時」も見て、非常に枚方市が全国からも注目されてる中で、その取り組みについて具体的に分かりやすく解説をしながらやっていただいたということも、非常にうれしく思っております。21校ということでもありますけど、それを横展開しながらですね、今後、ほかの学校も、取り組んでいこうという意欲的なものになっていくと思います。引き続きどうぞよろしくお願いいたしますと思っております。

以上です。

○尾川教育長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして教育長報告につきましては終了とさせていただきます。

それでは日程2、報告第20号、臨時代理事項の報告について（1）学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱についてを議題とします。説明を求めます。新保学校教育部長。

○新保学校教育部長 ただいま上程いただきました報告第20号、臨時代理事項の報告についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

議案書2ページをご覧ください。

報告は、ページ中段に記載の「2. 臨時代理事項」に記載のとおりでございます。

議案書3ページをご覧ください。

臨時代理第1号、学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について、ご説明いたします。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和5年4月28日付で教育長が臨時代理いたしましたものでございます。

議案書4ページから5ページをご覧ください。

1. 「委員の解嘱」につきましては、このたび西長尾小学校学校運営協議会委員の原田 敏委員、津田南小学校学校運営協議会委員の嶋津麻里子委員、磯島小学校学校運営協議会委員の浅田和也委員より令和5年4月30日をもって辞任の申出がございましたので、解嘱するものでござい

ます。

2. 「委員の委嘱」につきましては、西長尾小学校校区のコミュニティ協議会より推薦があった小松関子氏、津田南小学校PTAより推薦があった西浦知花氏、磯島小学校長より推薦があった笠井 博氏を委嘱するものでございます。

任期は、令和5年5月1日から令和6年3月31日まででございます。

なお、参考といたしまして、6ページに新たに委嘱する学校運営協議会委員名簿を掲載しておりますのでご参照ください。

以上、報告第20号、臨時代理事項の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○尾川教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから、報告第20号を採決いたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。よって本件は承認することに決しました。

続きまして日程3、報告第22号、臨時代理事項の報告について(1)職員の人事異動について(指導主事)を議題といたします。

説明を求めます。新保学校教育部長。

○新保学校教育部長 ただいま上程いただきました、報告第22号、臨時代理事項の報告について、ご説明申し上げます。

議案書7ページをご覧ください。報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

議案書8ページをご覧ください。報告は、ページ中段に記載の「2. 臨時代理事項」に記載のとおりでございます。

議案書9ページをご覧ください。臨時代理第3号、職員の人事異動について(指導主事)についてのご説明をいたします。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3号第2項の規定により、令和5年5月18日付で教育長が臨時代理いたしましたものでございます。

議案書10ページをご覧ください。「1. 臨時代理の内容」につきましてご説明いたします。

児童生徒支援課が所管する業務内容のうち、支援教育の充実については、これまで以上にICT活用や教職員研修の充実が必要となっております。その実現のため、教育研修課との連携を強化し、学校現場の教職員の学びを深め、児童生徒に対して、適切な支援教育を進める必要性が高まったことから、この状況への対策として、指導主事を兼務させ効果的な取り組みを行います。

令和5年5月22日付の人事異動といたしまして、学校教育部 学校教育室 教育研修課 主幹 大矢真之が教育支援室 児童生徒支援課 主幹として兼務いたします。

以上、報告第22号、臨時代理第3号、職員の人事異動について（指導主事）の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○尾川教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから、報告第22号を採決いたします。本件は承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。よって本件は承認することに決しました。

それでは日程4、議案第7号、第37期枚方市社会教育委員の解嘱及び委嘱についてを議題いたします。

説明を求めます。今市総合教育部長。

○今市総合教育部長 ただいま上程いただきました議案第7号、第37期枚方市社会教育委員の解嘱及び委嘱についてご説明申し上げます。

議案書の11ページをご覧ください。

本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第11号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

社会教育委員は、社会教育に関し、教育委員会に助言するため、学識経験を有する者、学校教育及び社会教育の関係者並びに家庭教育の向上に資する活動を行う者の中から、枚方市社会教育委員設置条例第2条第2項に基づき、教育委員会が委嘱するものでございます。

次のページをご覧ください。「1. 委員の解嘱」でございますが、このたび、枚方市小学校長会選出、榑 正文委員、及び、枚方市PTA協議会選出の前田 仁委員から、令和5年5月31日をもって辞任したい旨の申出がございましたので解嘱するものでございます。

「2. 委員の委嘱」でございますが、榑 正文委員の後任として、枚方市小学校長会から推薦のあった位田真由子氏を、また、前田 仁委員の後任として、枚方市PTA協議会から推薦のあった牧村 剛氏を委嘱するものでございます。

任期は、前任の委員の残任期令和5年6月1日から同年7月31日まででございます。

なお、参考といたしまして、次ページに新たな第37期枚方市社会教育委員名簿を掲載しておりますのでご参照ください。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第7号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○尾川教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

それでは日程5、議案第8号、枚方市支援教育充実審議会への諮問についてを議題といたします。

説明を求めます。新保学校教育部長。

○新保学校教育部長 ただいま上程いただきました、議案第8号、枚方市支援教育充実審議会への諮問についてご説明いたします。

議案書の14ページをご覧ください。本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第15号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

議案書の15ページ、諮問書（案）をご覧ください。本件は、枚方市のよりよい支援教育の環境整備し、充実した学校教育の実現に資するため、枚方市附属機関条例第1条第2項の規定により諮問書（案）に記載の事項について、枚方市支援教育充実審議会へ諮問するものでございます。

枚方市では、支援の必要な児童生徒の将来の自立、就労をはじめとする社会参加を目指し、その可能性を十分に引き出すとともに、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、全ての児童生徒が共に育ち合うよう、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に努めています。

このことも踏まえ、これまで本市が進めてきた支援教育について、現状や課題等を総括の上、支援教育の質の向上方策を含めた今後の枚方市の支援教育の在り方について諮問いたします。

以上、簡単な説明ではございますが、議案第8号、枚方市支援教育充実審議会への諮問についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○尾川教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。谷元委員。

○谷元委員 今ご説明がありましたけれども、1点お伺いします。枚方市の支援教育の現状と課題について審議会ではどのように検討していくと考えていますか、お聞きします。

○尾川教育長 倉田児童生徒支援課長。

○倉田児童生徒支援課長 枚方市では、支援の必要な児童生徒の将来の自立、就労をはじめとする社会参加を目指し、その可能性を十分に引き出すとともに、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、全ての児童生徒が共に育ち合うよう、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に努めています。

枚方市支援教育充実審議会では、この目標に向けて、支援学級数や在籍数の増減など、枚方市の支援教育に係る状況も参考に、現状や課題等を総括することから審議いただき、今後の支援教育の充実にについて答申いただくことを考えています。

○尾川教育長 谷元委員。

○谷元委員 ありがとうございます。インクルーシブ教育の理念、それから枚方市が目指す「ともに学び、ともに育つ」教育の充実にさらに進めていただきたいというふうに思っております。

支援教育充実審議会では、枚方市の支援教育の現状や課題について総括していただくとのことです。審議会では様々な観点でご議論いただき、枚方市の全ての子どもたちが将来の自立に向けた可能性を引き出し、今後の支援教育の充実につなげていただくようよろしくお願いいたします。

す。

以上です。

○尾川教育長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。それでは、これをもちまして質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程6、報告第21号、臨時代理事項の報告について(1)枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の任命等についてを議題といたします。

なお本件から日程9、議案第6号までにつきましては、枚方市情報公開条例第5条第6号及び7号に該当する非公開情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を公開しないこととしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。それでは、報告第21号から日程9、議案第6号までの案件につきましては非公開といたします。

ここで定例会は休憩といたします。

(休 憩)

ではただいまから定例会を再開いたします。それでは日程6、報告第21号、臨時代理事項の報告について(1)枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の任命等についてを議題とします。

それでは、以降は非公開となりますので傍聴の方は退席をお願いいたします。

(定例会当日時点は、ここから非公開部分)

それでは説明を求めます。新保学校教育部長。

○新保学校教育部長 ただいま上程いただきました報告第21号、臨時代理事項の報告について、ご説明申し上げます。

議案書16ページをご覧ください。報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願い

いするものでございます。

議案書17ページをご覧ください。報告はページに記載の「2. 臨時代理事項」に記載のとおりでございます。

議案書18ページをご覧ください。臨時代理第2号、枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の任命等について、ご説明いたします。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和5年5月11日付で教育長が臨時代理したのでございます。

議案書19ページ、別紙をご覧ください。「1. 内容」といたしましては、令和6年度使用教科用図書の選定に向けて、枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員を任命・委嘱するものです。任命・委嘱する委員につきましては、別紙のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第2号の説明とさせていただきます。

以上、報告第21号、臨時代理事項の報告について、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○尾川教育長 それではこれから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから、報告第21号を採決いたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。よって本件は承認することに決しました。

続きまして、日程7、議案第4号、議会の議決事項（枚方市学校いじめ重大事態調査委員会条例の制定について）の意思決定についてを議題といたします。

説明を求めます。新保学校教育部長。

○新保学校教育部長 ただいま上程いただきました、議案第4号、議会の議決事項（枚方市学校いじめ重大事態調査委員会条例の制定について）の意思決定についてご説明いたします。

議案書20ページをご覧ください。本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第7号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

議案書21ページから23ページについて、「枚方市学校いじめ重大事態調査委員会条例」をご覧ください。第1条は、設置目的を規定しております。本条例は、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、枚方市学校いじめ重大事態調査委員会を設置するものでございます。

第2条は、担当事務を規定しております。委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係について調査審議するものでございます。

第3条は、組織に関して規定しております。委員会は、委員は10人以内で組織し、（1）学識経験を有する者、（2）臨床心理に関する専門的知識を有する者、（3）前2号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱いたします。

第4条は、委員の委嘱について規定しております。委員の委嘱期間は2年とし、補欠の委員の

委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間といたします。また、委員の再度の委嘱は妨げないものとします。

第5条では、教育委員会は、必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱することができるとしています。

第6条は、委員の報酬について規定しております。臨時委員を含む委員の報酬額は、枚方市報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定にかかわらず、(1) 委員会の会議への出席は、日額2万2,000円。(2) 関係者からの聴取等による調査、または当該調査に係る資料の作成は、時間額1万1,000円といたします。

第7条では、委員長及び副委員長について、第8条では、会議について、第9条では、本会議の非公開等について規定しております。

また、第10条では、関係者に対する協力要請について、第11条では、委員の守秘義務について、第12条では、この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が別に定めるものと規定しております。

次に、附則1をご覧ください。この条例は、公布の日から施行いたします。

附則2をご覧ください。枚方市附属機関条例の別表2の表、枚方市学校いじめ対策審議会の表中、枚方市学校いじめ対策審議会の項(1) 枚方市いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うための調査審議、(2) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する調査を、いじめ防止対策推進法第1条に規定するいじめの防止等の対策を実効的に行うための調査審議に改めるものでございます。

附則3をご覧ください。枚方市附属機関条例の一部改正に伴う経過措置でございますが、この条例の施行の際、現に改正前の枚方市附属機関条例別表2の表に規定する枚方市学校いじめ対策審議会に諮問されている事項については、この条例の施行後も、枚方市学校いじめ対策審議会において調査審議するものといたします。

以上、議案第4号、議会の議決事項(枚方市学校いじめ重大事態調査委員会条例の制定について)の意思決定についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○尾川教育長 ありがとうございます。

これから質疑に入りますが、ちょっと質疑の前に補足説明をお願いしたいんですけども、第6条の委員会の会議の出席のところの報酬の考え方の部分と、それから附則3項のこのいじめ対策審議会に諮問されている事項の状況、今どういう形のを想定しているかについて補足説明をお願いします。前村学校教育部副参事。

○前村学校教育部副参事(いじめ対策担当) まず1点目の委員報酬の考え方でございますけれども、弁護士会等から、相談の際の弁護士報酬30分当たり5,000円、5,500円といった数字が出されておりますので、これを参考に調査や資料の作成については、1時間当たり1万1,000円というものです。委員会の会議の出席ですけれども、ここも同じ考え方でございまして、会議1回当たり2時間を想定しておりまして、日額2万2,000円という数字とさせていただきます。

2点目の経過措置のことをございますが、現在いじめ対策審議会に対しまして諮問をさせていただきますというので、前回の教育委員会会議臨時会で、ご承認をいただいておりますが、その諮問について、5月23日に開催した枚方市いじめ対策審議会で諮問をさせていただいております。次回は6月13日に開催するということになっております。一定の審議をいただいた上で、答申をいただくこととしており、これらが経過措置に係る取り組みになるものと想定しております。

○尾川教育長 ありがとうございます。

それではこれから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程8、議案第5号、議会の議決事項（枚方市立図書館条例の一部改正について）の意思決定についてを議題とします。

説明を求めます。今市総合教育部長。

○今市総合教育部長 ただいま上程いただきました議案第5号、議会の議決事項（枚方市立図書館条例の一部改正について）の意思決定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の24ページをご覧ください。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第7号の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。

議案書25ページをご覧ください。サンプラザ3号館5階で、現在分室の位置づけで運営しております枚方市立中央図書館市駅前サービススポットは令和6年度（2024年度）前期を目途に、枚方市立図書館第4次グランドビジョンで定めた運営方針に基づき、駅近のメリットを生かし、民間施設や他の公共施設とつながりのある環境整備を図るため、③街区において建設中の複合ビルの5階に移転するとともに、条例上の図書館分館として位置づけ、枚方市立生涯学習市民センターと図書館の複合施設として開館する予定でございます。

新たな図書館につきましては、その名称と位置を条例で定める必要があるため、枚方市立図書館条例第2条の表の一部改正を行うものでございます。

また、指定管理者制度の導入状況を踏まえ、枚方市立図書館条例第6条第2項の改正を行うものでございます。

議案書26ページをご覧ください。それでは、主な改正内容につきまして新旧対照表によりご説明申し上げます。

現在、枚方市立図書館条例第2条の表にて、図書館の名称と位置を定めておりますが、市駅前図書館の名称とその位置を、津田図書館の行の下に加えます。

また、第6条第1項は、「図書館（枚方市立中央図書館を除く）の管理は、法人その他の団体であって、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき枚方市教育委員会が指定するものに行

わせるものとする」としており、第2項の括弧内の「前項各号に掲げる図書館」は、中央図書館を除く図書館に当たることから、「前項各号に掲げる図書館に係るものに限る」としているものについて「枚方市立中央図書館に係るものを除く」に改正をいたします。

議案書25ページにお戻りください。枚方立図書館条例の一部を改正する条例の附則でございますが、本条例の施行日を「令和7年3月31日までの間」とするとともに、「第6条第2項の改正規定は、公布の日から施行する」ものでございます。

誠に簡単な説明ではございますが、議案第5号、議会の議決事項（枚方市立図書館条例の一部改正について）の意思決定について、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○尾川教育長 それではこれから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程9、議案第6号、議会の議決事項（令和5年度補正予算（第4号）（教育関係）について）の意思決定についてを議題といたします。

説明を求めます。今市総合教育部長。

○今市総合教育部長 ただいま上程いただきました、議案第6号、議会の議決事項（令和5年度補正予算（第4号）（教育関係について）の意思決定について）ご説明いたします。

議案書の27ページをご覧ください。本件につきましては、「教育長に委任する事務等に関する規則」第2条第1項第7号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

「1. 内容」でございますが、28ページをご覧ください。令和5年度補正予算（第4号）（教育関係）の歳出を、費目ごとに表によりお示しをしております。表の最上段、左から3番目の欄「補正額」の列をご覧ください。令和5年度補正予算（第4号）による歳出予算の補正額のうち、「第9款 教育費」に係るものは、1,712万円の増額となっており、その内訳は、「第1項 教育総務費」の「3. 教育研究費」を1,712万円増額するものとなっております。

歳出の概要につきましては議案書の29ページをご覧ください。「第9款 教育費」、「第1項 教育総務費」の「3. 教育研究費」、「概要説明」の「1. 人件費」「（1）枚方市学校いじめ重大事態調査委員会委員の委員報酬として1,584万円。また、「2. いじめ問題対策事業経費」の委託料として128万円を、それぞれ学校教育部児童生徒支援課から計上しております。これは先ほど議案第4号、議会の議決事項（枚方市学校いじめ重大事態調査委員会条例の制定について）の意思決定についてご説明いたしました、枚方市学校いじめ重大事態調査委員会の委員報酬及び会議録作成に必要な反訳委託料を予算計上するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第6号、議会の議決事項（令和5年度補正予算（第4

号) (教育関係について) の意思決定についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○尾川教育長 それでは、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。よって 本件は原案のとおり可決されました。

(定例会当日時点は、ここまで非公開部分)

ただいまから定例会を公開いたします。

以上、本定例会に付議された案件は全て議了しました。これをもちまして令和5年第5回枚方市教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。